

神山町産材認証制度実施要領（改正案）

神山町産材認証機構

（目的）

第1条 この要領は、「神山町産材認証のためのガイドライン（平成28年9月1日神山町公表）」に基づき、神山町産材認証機構（以下「機構」という。）が機構会則（以下「会則」という。）第3条に掲げる神山町産材認証制度に関する事業に必要な事項について定める。

（認証の種類）

第2条 認証の種類は、「産地認証」とし、神山町内の森林から合法的に生産された木材であることを証明することとする。

（認証する木材の種類）

第3条 認証する木材・木材製品（以下「認証材」という。）の種類は「丸太」、「杭加工材」、「丸棒加工材」、「製材」（構造材・造作材・下地材・足場板）、「合板」、「その他木材製品・木質建材」とする。

（事業者登録の資格要件）

第4条 事業者登録を行う者は、次のいずれかの資格要件を備えなければならない。

- ① 本社又は事業所の所在地が神山町内に存在すること。
- ② 本社又は事業所の所在地が神山町外に存在する場合は、会則に定める構成員の傘下又は系統、及び協定等に基づく計画的な取引を行っていること。

（事業者登録の申請）

第5条 神山町産材認証制度の趣旨に賛同する林業・木材業関係事業者は、様式第1号により神山町産材認証制度事業者登録申請書を機構へ提出するものとする。

（審査及び通知）

第6条 機構は、前条の登録申請書の提出を受けたときは、審査委員会で本要領第6条の登録事業者の登録要件の可否を審査し、適当と認められるときは「登録事業者」として名簿に登載し、様式第2号により登録証を交付するものとする。

なお、事業者登録の有効期間は登録後3年間とする。

（登録事業者の登録要件）

第7条 登録事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 認証の対象となる木材にそれ以外の木材が混入しないよう分別管理がなされること。
- ② 入荷及び出荷台帳等の帳簿管理がなされること。
- ③ 関係書類等を5年間保管すること。
- ④ 本取り組みの責任者が1名以上選任されていること。

(登録事業者の公表)

第8条 当機構は、登録した事業者の名称、代表者名、所在地、登録番号、登録年月日を公表するものとする。

(産地表示及び証明書添付による流通方法)

第9条 認証材を出荷しようとする登録事業者は、入荷する登録事業者が確認できるよう納品書等の伝票に「産地表示」を行うとともに、「産地認証」証明書を添付するものとする。

(産地認証の申請)

第10条 「産地認証」証明書の交付を受けようとする者は、機構に対して様式第3号の申請書を提出するものとする。

なお、個人の自家用材の「産地認証」証明書を受けようとする者は、登録業者に対し関係書類、様式3号「自家用材専用」を添付の上、産地認証の申請を依頼することができるとともに、登録業者はその依頼を受ける事ができる。

(認証の方法及び証明書の交付)

第11条 登録事業者から産地認証の申請を受けたときは、機構はその流通経路を調査し、町産材と認めるときは様式第4号により「産地認証」証明書の交付を行う。

(立ち入り調査)

第12条 機構は、必要に応じて、認証材の取り扱いが適正であるか否かの立ち入り調査が出来るものとし、登録事業者は、機構から調査を行う旨の通知を受けたときは、必要な情報を提供するなど、調査に協力しなければならない。

(登録事業者の取り消し)

第13条 機構は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。その場合、登録の取り消しを通知するとともに、登録事業者名を公表する。

- ① 「産地表示」に虚偽があったとき
- ② 登録事業者から取り消しの申請があったとき
- ③ 登録事業者が登録要件に適合しなくなったとき
- ④ 神山町産材認証制度の運営に支障が生じる行為があったとき

(登録事業者の遵守義務)

第14条 登録事業者は、神山町産材認証制度の信頼性を将来にわたって維持・確保していくため、本実施要領を遵守するとともに、出荷した木材・木材製品について疑義が生じた場合は、自らの責任において対処するものとする。

附則 この実施要領は、平成28年9月15日から施行する。

附則 この実施要領は、平成29年11月21日から施行する。

附則 この実施要領は、令和6年7月12日から施行する。